

保育費徴収条例改正等22議案を可決 政治倫理条例改正等3議案は否決

市議会は、第4回定例会を11月26日から12月21日までの26日間の会期で開催し、議案25件、意見書5件、陳情1件について議決しました。なお、議案1件が継続審査となりました。(8頁参照)

また、一般質問では、5回間にわたり、22名の議員が市長等と議論を交わしました。

保育費等徴収条例の一部改正、再提案後に可決

議案第129号国分寺市保育費等徴収条例の一部を改正する条例については、認可保育所の保育費を見直し、また恋ヶ窪保育園における延長保育時間を拡大し、それに伴う延長保育料を設定するというものです。

具体的には、保育費徴収基準額表の階層区分に所得額が902,300円以上の世帯の区分を新設して25区分にすること。3歳児未満の月額保育費を100円から3,200円まで、3歳児以上が100円から2,300円まで階層区分別に増額すること。第3子以降は、全て100%減免で0円とすること。延長保育料2時間5,000円の規定を追加することが主な内容です。

厚生委員会では、「保育費等検討委員会の答申に対する市の検討経過や考え方が明確になっていない」「答申の出た昨年度は料金の改定をせず、経済状況が悪化している今年度に改定をする理由が明確でない」「生活保護世帯と市民税非課税世帯との階層に逆転現象があるのではないか」など、各委員から様々な指摘がありました。

本案は、当初、議案第112号として、委員会に付託し審査を行いました。上記のような指摘を踏まえ、市長から撤回の申し出があり、一部訂正のうえ再提案されました。

本案の採決にあたり、委員会及び本会議において議論が行われております。まず、反対の立場から、「市民に対し新たな負担を求める際には、延長保育を初めとした保育サービスの改善について検討した上で、市民の納得を得ることが不可欠である。また、認可保育園にとどまらず、保育条件全体の底上げが必要である。しかし、今回の提案、説明には具体的な施策が全く見られない」

一方、賛成の立場からは、「保育サービスの拡充や子育て支援策の具体化など議論の中身が見

えてこない。保育の基本構想に基づく基本計画作りに早急に着手することを要望する」「新たな階層区分を設け、お互いに社会の一員として支えあうことは了としたい。今回、多くの指摘を受けた上で、議案の再提案となっている。答弁に沿ってきちんと実行していくことを条件に賛成する」などの議論がありました。

本議案は、委員会においては全員賛成で、本会議においては賛成多数で可決しました。

地域センター条例の一部改正、指定管理者の指定について

平成22年4月から、もともち地域センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、議案第107号国分寺市地域センター条例の一部を改正する条例についてと議案第122号指定管理者(※)の指定についてが提案されました。

市では、平成18年から『生きがいセンターもともち』と『生きがいセンターひかり』の管理運営は、指定管理者により行っています。

今回提案の『もともち地域センター』は、『生きがいセンターもともち』と同じ建物内に設置していることから、この生きがいセンター2施設に『もともち地域センター』を新たに追加、同一の指定管理者により一体的な管理運営を行いたいというものです。

議会では、議案第107号を総務委員会に、議案第122号は厚生委員会に付託しました。

12月3日及び9日に開催した総務委員会では、「機能の違う施設同士を一体的に運営するメリットと効果」「生きがいセンターと地域センターの議案を分割して提案することの可能性」「地域センターは将来的に利用者協議会に委託していくとしている市方針との整合性」など様々な視点からの質疑が行われました。

また、「メリットにあげられている休館日の統一が図られていない」「地域コミュニティの核

となるべき施設に指定管理者はなじまないのではないか」などの指摘や意見も出されました。

市長からは、「地域センターの貸し館的な現状からの脱却や地域の交流拠点としての活性化を目標としている」などの答弁がありましたが、「意見や指摘に対する検討のため審査を保留願いたい」との発言により、両日ともに委員会審査を保留としました。(次頁へつづく)

※指定管理者制度…平成15年の地方自治法の改正で、公の施設の管理の委託先がNPO等の団体や民間企業でも可能となり、施設の管理運営・使用許可も委託できるようになった。このことで公共性の確保を前提に、管理に民間のもつ専門的な手法を有効活用し、利用者への満足度アップや財政負担の軽減などを図れるよう創設された制度

議会を日曜日に開催します 身近な、開かれた議会を目指します

市議会は、市民の皆さんがもっとも関心をお持ちと思われる「市長の施政方針」に対する各会派の「代表質問」を、一人でも多くの市民の皆さんに傍聴していただくため、日曜日に開催いたします。

多くの皆さんの傍聴をお待ちしています。

日時：2月21日(日)
午前9時30分～午後6時(予定)
会場：市役所第1庁舎3階 議場
内容：市長の平成22年度施政方針に対する代表質問

なお、市長が施政方針を述べるのは、2月19日(金)午前9時30分からの本会議を予定しています。また、代表質問の様子は、3月1日から試行的にインターネットで音声配信することを予定しています。

→議事担当(内468)